

# 過重労働解消に向けた取組に関する要望書について

岐阜労働局

岐阜労働局長より、11月の過重労働解消キャンペーン期間に伴い、県ト協宛に標記要望がありましたので、お知らせします。

## 【主体的な取組】

- ①長時間労働の削減
- ②過重労働による健康障害防止対策の徹底
- ③労働時間の適正な把握の徹底
- ④賃金不払い残業の解消

### 過重労働解消に向けた取組に関する要望書

働く方の健康の確保を図り、労働の質を高め、生産性を向上しつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者をはじめとする全ての人が働きやすい社会に変えていくためには、長時間労働を是正することが重要です。

しかしながら、当局で本年5月に実施した安全衛生管理自主点検結果によると、平成28年に県内で過労死認定基準とされる月80時間超の時間外及び休日労働を行った労働者がいた事業場の割合は、運送業37%、製造業31%、全業種21%となっています。

また、長時間労働の是正のためには労働時間の適正な把握が重要ですが、これがなされていないことによる賃金不払残業も依然として多くみられ、平成28年度の当局の監督指導により不払いだった割増賃金を100万円以上支払った事業だけで51社4億円に及ぶところです。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」において、11月は過労死等防止啓発月間とされており、

そこで、厚生労働省では、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、

- ① 長時間労働の削減
- ② 過重労働による健康障害防止対策の徹底
- ③ 労働時間の適正な把握の徹底
- ④ 賃金不払残業の解消

を中心に、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとしています。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信、ノー残業デーの設定、様々な取組による年次有給休暇の取得促進等が挙げられます。

これまでも貴協会からは、傘下会員企業等への働き方改革等に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下会員企業等に対する周知啓発に御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

岐阜労働局長



**11月** トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。  
**「過重労働解消キャンペーン」期間です。**

**あなたの職場、働き過ぎていませんか？**

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？  
効率の良い仕事をやる意識がありますか？  
健康なからだ、適切な労働環境、健全な労働環境。  
この機会に一度、見直していませんか？

**無料** 過重労働等に関する相談はこちら  
**「過重労働解消相談ダイヤル」** **0120-794-713**  
10月28日 9:00~17:00

専用WEBサイト <http://www.labour.go.jp/11month/campaign/>

以下の窓口でも労働相談や相談窓口を呼び付けています。

労働局労働相談センター(岐阜県庁)  
労働局労働相談センター(岐阜市)  
労働局労働相談センター(岐阜市)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署